

## [19]避難設備等

### 基本的な考え方

災害時における高齢者、障がい者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。

なお、避難口誘導灯及び防火戸については、大阪府建築基準法施行条例第8条の2及び第8条の3にてその仕様等が規定されており、注意が必要である。

●：政令・条例の基準    ○：望ましい整備

建築設計標準 P2-237

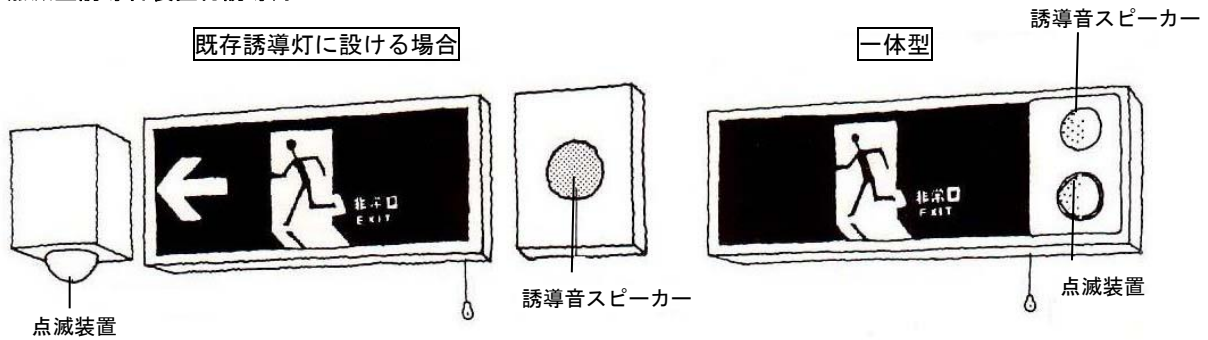
望ましい整備		解説
計画	○非常時の避難経路は、非常時のみに使う別動線を設けるのではなく、日頃の移動等円滑化経路が非常時の動線になるように計画すること。	→ 高齢者や障がい者、妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、避難経路は段を設けない。
	○わかりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保する。	
	○想定される避難経路には、段を設けない。	
誘導	○煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設する。	→ 光走行式の緊急避難時の誘導システム(火災等が発生すると、点滅することで非常口の方向を示す等の工夫)は、聴覚障がい者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。
非常警報装置	○視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置を設ける。	→ 聴覚障がい者には音声情報が伝達されないことがあるため、音声情報とともに、非常文字情報装置等の視覚的な非常警報装置を設置する。
防火戸	○防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。	
	○防火戸には段を設けない。	
	○シャッター式の防火戸は車椅子使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。	
一時待避スペース	○階段の踊場に、避難時に車椅子使用者等自力で階段を下りることができない人のために、救助を待つための一時待避スペースを確保する。	→ 階段室や付室を設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。
	○階段や廊下等に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを設置する。	
	○一時待避スペースには、一時待避スペースであることがわかるよう、わかりやすく表示する。	
	○一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりするためのインターホンを設置する。	
	○一時待避スペースは、車椅子使用者が待避するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。	
	○85cm以上の有効幅を確保する。	
非常口の戸	○非常口の戸の先の階段踊場は、転落防止やスムーズな避難のためにゆとりを持って確保する。	
	○非常口の戸の前にアルコーブを設けて、階段利用者との接触を避ける。	
バルコニー	○バルコニーを連続させ、車椅子使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障がい者等が破りやすくすると、避難上有効である。	
	○居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車椅子使用者も避難できるようになる。	

解説図一覧	
図 19.1 避難口誘導灯	—
図 19.2 一時待避スペースの例	○

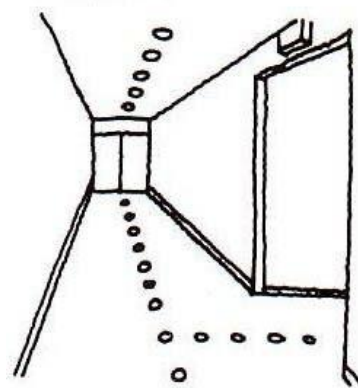
【参考】図 19.1 避難口誘導灯

※避難口誘導灯の設置義務等については、大阪府建築基準法施行条例第8条の2に規定されている

点滅型誘導音装置付誘導灯



非常文字表示装置



光走行式避難誘導装置

火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難方向を示す。

●政令・条例の基準  
○望ましい整備

○図 19.2 一時待避スペースの例

